

有料職業紹介基本契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）と、株式会社このキャリア（許可番号：27-ユ-305205）（以下「乙」という）とは、乙から甲に対して行われる人材紹介等に関して、以下のとおり契約を締結する。

第 1 条（目的および業務内容）

甲は、乙に対し、甲の社員採用に関し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

甲の社員候補者となる人材（以下「候補者」という）の甲への紹介。甲と候補者との間での連絡、調整等の甲の社員採用にかかる斡旋。

前各号に付随する一切の業務。

第 2 条（紹介の原則）

乙は、甲が採用しようとする求人要件に該当し、かつ、候補者本人が甲への応募を承諾した場合に、候補者を甲に紹介する。

第 3 条（紹介手数料）

本業務の対価（以下「紹介手数料」という）は、乙が紹介した候補者が甲に採用され、入社に至った場合に発生する。

紹介手数料額は、当該入社者の初年度理論年収の 35%（消費税別）とする。

前項の「理論年収」とは、基本給、諸手当（時間外手当および通勤手当を除く）、賞与（標準支給額）の合計額を指すものとする。

乙による紹介の有効期限は、紹介日から 1 年間とする。紹介から 1 年以内に、甲が乙を介さず当該候補者を直接雇用（雇用形態を問わない）した場合も、甲は乙に対し本条に定める紹介手数料を支払う義務を負う。

第4条（支払い方法）

甲に採用された候補者が甲に入社した時点で、甲は乙に対し紹介手数料の支払義務を負う。

甲は、候補者が入社した月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座へ振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条（返金規定）

乙の紹介により入社した者が、自己都合により退職した場合は、乙は受領済みの紹介手数料の一部を以下の通り甲に返還する。

入社日から1ヶ月以内の退職：紹介手数料の50%相当額

入社日から1ヶ月を超えて3ヶ月以内の退職：紹介手数料の25%相当額

但し、退職日から5営業日以内に甲から乙へ報告がない場合は、返金対象外とする。

また、甲の責めに帰すべき事由（解雇、労働条件の不一致等）による退職は返金の対象外とする。

第6条（直接連絡の禁止および違反金）

甲が乙に無断で、乙の紹介した候補者（選考中、内定辞退、選考見送りを含む）に対し、紹介日から1年以内に直接連絡を取り採用した場合、または年収の虚偽報告等、本契約に著しく違反した場合は、違反金として第3条に定める紹介手数料の100%相当額を乙に支払うものとする。

第7条（機密保持）

甲及び乙は、本業務を通じて知り得た相手方の企業機密情報および個人情報を、事前の書面による承諾なく第三者に漏らし

てはならない。

第 8 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らまたはその役員が暴力団員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。これに違反した場合、相手方は何ら催告なく直ちに本契約を解除できる。

第 9 条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない限り、本契約はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第 10 条（管轄裁判所）

本契約に関し紛争が生じた場合は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

202〇年〇月〇日

(甲)

所在地：東京都〇〇

会社名：株式会社〇〇

代表者：印

(乙)

所在地：〒552-0011 大阪府大阪市港区南市岡 3 丁目 10 番 21-220 号

会社名：株式会社このキャリア

代表取締役：高橋 努 印

厚生労働大臣 許可番号：27-ユ-305205